

会 議 録

会議の名称	第3期第1回東久留米市空家等対策協議会
開催日時	令和4年11月17日（木）午後3時30分から午後4時30分
開催場所	東久留米市役所7階 704会議室
出席者 及び欠席者	<p>●出席者（敬称略）</p> <p>会 長：富田 竜馬</p> <p>委 員：前田 容貴、川 義郎、北村 喜宣、武藤 進、 塩野 麻里、齋藤 正人、下村 尊彦、濱中 冬行、 土屋 健治、石井 竜児、小泉 明</p> <p>●欠席者（敬称略）</p> <p>委 員：折田 由</p> <p>●事務局 環境安全部長 長澤 孝仁 環境政策課長 浅海 希 同課 係長 平井 豪 同課 主任 谷川 啓、宮城 晴佳、石井 美樹</p>
会議次第	<p>1. 委員委嘱式</p> <p>（1）開会の辞</p> <p>（2）委嘱書交付</p> <p>（3）市長挨拶</p> <p>（4）空き家等対策協議会委員自己紹介</p> <p>（5）事務局の紹介</p> <p>2. 第3期 第1回東久留米市空家等対策協議会</p> <p>（1）副会長の氏名</p> <p>（2）東久留米市の空き家等対策について</p> <p style="padding-left: 20px;">① 東久留米市空家等対策協議会について</p> <p style="padding-left: 20px;">② 東久留米市空家等対策計画について</p> <p>3. 作業部会の進捗について</p> <p style="padding-left: 20px;">有効活用部会からの報告</p> <p>4. 議 題</p> <p style="padding-left: 20px;">① 会議録及び名簿の公開について</p> <p style="padding-left: 20px;">② 空き家等対策協議会の作業部会について</p> <p>5. 報 告</p> <p style="padding-left: 20px;">特定空家等候補について</p> <p>6. その他</p>

配布資料	<p>次 第</p> <p>資料1 東久留米市空家等対策協議会条例</p> <p>資料2 東久留米市空家等対策協議会運営要綱</p> <p>資料3 東久留米市空家等対策協議会有効活用部会等 経過報告</p> <p>資料4 東久留米市空家等対策協議会 作業部会（案）</p> <p>資料5 東久留米市空家等対策事業スケジュール（案）</p> <p>当日資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期東久留米市空家等対策協議会委員名簿 ・ 空き家等対策啓発チラシ ・ 特定空家等候補ファイル（特定個人情報を含むため、会議終了後回収）
問い合わせ先	<p>東久留米市環境安全部環境政策課生活環境係</p> <p>電話：042-470-7753（直通）</p>

会議経過（意見等要約）ここから	
<p>1. 委員委嘱式－非公開内容であるため省略－</p> <p>市長から各委員に対して、協議会委員の委嘱書を交付。</p> <p>12名の委員と市長が第3期東久留米市空家等対策協議会の構成委員となり、任期は令和4年8月27日から令和6年8月26日までの2年までの2年間。</p> <p>会長である市長より挨拶があり、各競技会員の自己紹介、事務局の紹介を行う。</p> <p>会議の成立</p> <p>東久留米市空家等対策協議会条例（以下、「協議会条例」という。）第6条第2項の規定により、委員の過半数が出席しているため、会議は成立となる。</p> <p>2. 第3期第1回東久留米市空家等対策協議会</p> <p>本協議会開会の前に事務局より、本協議会の傍聴について説明。</p> <p>本協議会は公開が原則となっており、傍聴が認められている。ただし、個人情報等の非開示情報を含む場合は非公開となる、また、会議を公開することにより議事運営に著しい支障が生じるおそれがある場合にも、協議会の議決により非公開となる。</p> <p>本日の議事では、個人情報など非開示情報を取り扱う予定がなく公開となる。</p> <p>（1）副会長の指名</p> <p>本協議会の副会長は、協議会条例第5条第4項に基づき、委員のうちから会長が指名。</p> <p>会長より第1期及び第2期空家等対策協議会の副会長で、自治体公務にも見識のある川委員に副会長を指名する。</p> <p>【委員】</p> <p>承知いたしました。</p> <p>【会長】</p> <p>それでは、これより副会長より一言、御挨拶をお願いいたします。</p> <p>【副会長】</p> <p>本期も副会長として、この協議会が円滑に進むように努力してまいりますので、皆様方、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>【会長】</p> <p>副会長、ありがとうございました。</p>	

(2) 東久留米市の空家等対策について

① 東久留米市空家等対策協議会について（資料1、資料2）

【事務局より説明】

本協議会について説明

資料1「東久留米市空家等対策協議会条例」が本協議会設置の直接の根拠であり、全11条からなる条例で、組織や部会、守秘義務を定めている。

本協議会の所掌事項

計画の作成や変更及び実施に関すること。第1期協議会では、空家等対策計画を作成。第2期協議会では、計画に基づく施策を実施していくため内容等について意見を伺う。

会議の公開 協議会条例の第6条第5項

- ・本協議会は、公開が原則となっており、傍聴が認められている。ただし、協議会条例同項第1号の規定により、個人情報等の非開示情報を含む場合は非公開となる。
例) 特定空家等の具体的な内容（個人情報）を協議会で示す場合は、非公開となる。
- ・傍聴の取扱いは、協議会条例第11条の規定により「市長が別に定めることができる」こととなっており、「東久留米市の会議の公開に関する指針」に基づき、資料2のとおり「東久留米市空家等対策協議会運営要領」を策定している。
- ・傍聴の定員は協議会の開催ごとに事務局の判断において定める。今回は新型コロナウイルス感染予防対策や会場の広さの問題などもあり、定員を5名とした。
- ・傍聴に関しては、運営要領に基づき対応していく。

作業部会の設置 協議会条例第7条

特定事項について、調査及び検討を行わせる必要があると求めるときは部会を置くことができるため、第3期協議会でも設置を予定しており詳細は議題にて検討。

② 東久留米市空家等対策計画について

【事務局より説明】

東久留米市空家等対策計画の概要について説明（東久留米市空家等対策計画）

—第1章—

「はじめに」として、計画策定の背景について記載。第1期協議会において、平成30年度、令和元年度の2か年にわたり議論いただき、本計画を取りまとめた。

—第2章—

東久留米市の空家等を取り巻く現状、課題について記載。当市の人口推移や世帯数、高齢化率などのほか、平成28年度に空家等実態調査による全戸調査を実施。さらに平成29年度に、全戸調査をした結果で空き家と推定される空き家の所有者に、アンケート調査をした結果等について取りまとめている。

—第3章—

基本方針について記載。空家等対策の対象とする空き家は、法律の対象となっているおおよそ1年以上空家の状態であるもののほか、現時点で使われていない空き家や、「空家等になることを予防する」ため居住中である建築物も対象としている。

基本理念は、人の取組、まちの取組、家の取組の3つを主眼に置いた計画となっている。

—第4章—

第3章に挙げる基本方針等課題解決のための具体的な施策について記載。周知・啓発、空家予防に関する施策、所有者等による適切な管理の促進に関する施策、空家等の有効活用や、除却した空家等に係る跡地の活用につながるものについて取りまとめている。

(3) 作業部会の進捗について

有効活用部会からの報告

【有効活用部会部会長より説明】（資料3）

1. 「空家等対策啓発チラシについて」

対象を所有者のみならず、所有者の子なども含めた「空き家予備軍」等も対象とした「啓発チラシ」を作成。

チラシの表面には、相談窓口や空き家を放置することの危険性等の警告を記載し、裏面には準備してほしい事項や空き家に関する制度、片付け情報について掲載。

部会からは、「相談できる窓口があること」や「電話番号などの連絡先」を強調することと、環境政策課の窓口や市ホームページ、広報等の媒介を活用し配架等を実施するよう助言し、実施されている。

2. 「空き家バンクについて」

東久留米市空家等対策計画の41ページに記載のある、空き家の売買や賃貸の流通を促進するため「空き家バンク」の設置を検討。

部会では、事務局より空き家バンクイメージのフロー図を用いて、空き家バンク要綱（案）や様式、不動産に関する2つの協会と結ぶ「空き家バンク売買等に関する協定書（案）」等について説明され、空き家バンクの運用を令和5年4月1日に開始するとの提示があり、検討している。

部会では、特に空き家所有者が空き家バンクを登録しやすくするため、様式の内容や所有者が登録しやすい申請方法等を検討するべきなど、委員の皆様より様々なご意見をいただいた。

空き家バンクの運用開始に向け、今後も継続して整理し検討していく予定。

事務局より追加で報告

【事務局より説明】

1. 「空家等対策啓発チラシについて」

環境政策課の窓口、ホームページや各地域センターの窓口、自治会長様宛てに、チラシを送付。また、チラシをポスター形式にし、イトーヨーカ堂、駅の掲示板にも掲示。

チラシの内容については、一時的に大量に出るごみの出し方について、ごみの申込み方や、業者などを掲載したページを新しく作成。チラシにつきましては、現段階で配下はしているが、事務局にて作成したチラシになるため、指摘事項等ありましたら、適宜変更していく。

2. 「空き家バンクについて」

令和5年4月1日から運用開始予定。前回の有効活用部会では事務局にて、様式や要綱を作成し、提示した。委員の方々からは、様式が多く、記入項目が専門的でわかりづらい等の意見をいただいた。提出書類の様式に関しては、意見を踏まえた形で、必要事項等、様式として不備がないよう整え、市民の方にもわかりやすく記入してもらえよう、引き続き検討を行っていく。

また、手続に関し、遠方の方が申請できるよう、ウェブでの申請に関しても意見をいただいた。ウェブ申請の必要性も感じてはいるが、空き家バンク登録の際には、家屋の内見や鍵

の引き渡し等の関係から、一度は現地に来ていただく必要があると考えている。空き家バンクに関しては調整を含め、改めて事務局で要綱や様式の修正を行い、部会でまた検討いただく予定。

【会長】

ただいまの報告に関しまして、質問意見等がございますか。
チラシ（当日資料）は既に配下していると聞いていますが。

【事務局】

はい。配架しております。

【会長】

何かりアクションはあったか。

【事務局】

チラシがきっかけとなり連絡がいただいているのかは不明ですが、空き家の相談自体はある。

【会長】

わかりました。

（４）議 題

議題１ 会議録および名簿の公開について

【事務局より説明】

本議題について、委員の皆様にお諮りする事項は２点。

会議録の作成形式

・発言された委員の表記

発言委員の個人名を公にすることで委員の率直な意見交換に支障が出るおそれがあるため、発言委員の氏名掲載を行わない。

会長出席の場合：会長は「会長」、副会長を含めてその他の委員は「委員」と表記。

会長欠席の場合：副会長が進行するため、副会長は「副会長」、その他の委員を「委員」と表記。

外部出席者がいる場合：お招きする外部出席者の発言は、その立場に基づくものであるため、発言者であることが分かる形とするが、表記については事務局に一任ください。

・会議録の作成方法

会議録は会議の進行、発言内容、結論が明らかになることが必要となるため、発言者の趣旨を損ねない程度に文章を整理し、おおむね発言の順番どおりに記載する形で作成。

・会議録案の内容確認等

協議会構成員の皆様の確認後に会議録として確定したい。

協議会の構成員に関する情報の公開

本協議会の委員名簿を公開する際には、以下の項目を掲載したい。

公開項目：委員の選出区分(市民委員等)、氏名、任期、役職別(会長・副会長等)

※ 大学教授、弁護士等の選出部分は公開しない。

委員名簿は、市ホームページなどへの掲載を予定。

なお、これらの取扱いは、第２期協議会と同様の内容である。

議題2 空家等対策協議会の作業部会について

【事務局より説明】

協議会条例第7条では、協議会の中に部会を置くことができると規定しており、事務局としては、資料6「東久留米市空家等対策協議会作業部会（案）」にあるとおり、特定空家等協議部会と有効活用部会の2つの部会の設置をしたい。

特定空家等協議部会 空家等対策計画 P.45、P.60

空家等対策計画には、特定空家等の認定等について助言する組織として位置づけ。

事務局としては、特定空家等の候補の段階から特定空家等協議部会にて議論し、助言をいただきたいと考えている。具体的な議論としては以下の2点について検討。

1. 特定空家等候補の状況報告
2. 特定空家等に関する助言をいただきたい

部会委員：「川副会長」「北村委員」「前田委員」「折田委員」「濱中委員」「石井委員」「小泉委員」の7名の皆様に部会委員としてお願いしたいと考えております。部会長については、濱中委員にお願いしたいと考えている。

有効活用部会

第3期協議会においても本部会を設置しており、継続した課題もあることから、第3期協議会でも設置を考えている。具体の議論は以下の2点について検討。

1. 空家等対策の啓発について
2. 空き家バンクについて

部会委員：「齋藤委員」「下村委員」「前田委員」「折田委員」「武藤委員」「塩野委員」「土屋委員」の7名の皆様に部会委員としてお願いしたいと考えております。また、部会長については第2期部会においても部会長を務めていただいた、齋藤委員にお願いしたいと考えている。

【会長】

事務局より作業部会について説明があったが、意見等あるか。特段、意見がないようであれば、事務局の説明をもって、会長からの指名とする。

(5) 報告～以降 非公開事項～

(6) 閉 会

【会長】

予定の議事は全て終了。第3期第1回東久留米市空家等対策協議会を閉会する。